

# 資 料

## 施設等管理支援技術者認定について

### 1. 概要

中部地方整備局、岐阜県、静岡県、三重県、静岡市、浜松市及び名古屋市では河川及び道路施設等の維持管理(以下「施設等管理」という)を行っています。

施設等管理には施設の機能の維持管理や各種調整があり、施設等管理の業務を適切に履行し、管理の水準を確保する必要があります。

河川及び道路の管理業務には適切な能力が必要であり、この知識や経験を有する施設等管理支援技術者を認定するものです。

### 2. 認定の区分

施設等管理支援技術者は河川管理及び道路管理の専門分野ごとに認定します。名称は下の表の通りです。

専門分野	名 称
河川管理	河川管理支援士
道路管理	道路管理支援士

### 3. 施設等管理支援技術者の認定要件

河川管理支援士及び道路管理支援士は次の全てに該当する方を認定します。

- 施設等管理支援技術者試験審査委員会(以下「委員会」という)  
で受験資格が認められる者
- 委員会の実施する「試験」に合格した者
- 委員会の実施する講習会を受講した者
- 施設等管理推進協議会で相応しくないと判断されない者

### 4. 受験資格要件

受験資格は河川管理支援士及び道路管理支援士それぞれ次のとおりです。

#### 4. 1 河川管理支援士の受験資格は次の①～④の何れかに該当する方

- ①河川に関する実務経験が5年以上あり、そのうち河川管理に関し指導的立場で2年以上の実務経験を有している者
- ②河川に関する実務経験が15年以上あり、そのうち河川管理に関し5年以上の実務経験を有している者
- ③技術士(総合技術監理部門ー建設または建設部門)の資格を有し、河川管理に関する実務経験を5年以上有している者
- ④その他、河川管理に対し高度な知識・経験を有すると委員会が認めた者

※受験資格に関する関係実務は表-1のとおりです

#### 4. 2 道路管理支援士の受験資格は次の①～④の何れかに該当する方

- ①道路に関する実務経験が5年以上あり、そのうち道路管理に関し指導的立場で2年以上の実務経験を有している者
- ②道路に関する実務経験が15年以上あり、そのうち道路管理に関し5年以上の実務経験を有している者
- ③技術士(総合技術監理部門—建設又は建設部門)の資格を有し、道路管理に関する実務経験を5年以上有している者
- ④その他、道路管理に対し高度な知識・経験を有すると委員会が認めた者

※受験資格に関する関係実務は表-1のとおりです

#### 5. 認定証の有効期限

推進協議会が認定し、認定証を交付します。  
認定証の有効期限は認定日から3年後の年度末です。  
(講習会を受講することにより更新)

#### 6. 認定取り消し

推進協議会が河川管理支援士及び道路管理支援士として相応しくないと判断したときは、認定を取り消します。

表-1 受験資格に関する関係実務

名称	関係実務	実務の内容
河川管理支援士	河川に関する実務経験とは河川全般に関する実務経験	調査、計画、設計、工事、管理など
	河川管理の対象は、河川法でいう、1級河川、2級河川及び準用河川(政令市の区域内に限る) 砂防法でいう、砂防指定地の砂防施設 海岸法でいう、海岸保全区域の海岸施設	
	施設の維持管理	堤防、護岸、ダム、砂防、海岸施設等構造物の施設の維持管理・巡視・点検 施設の維持管理計画や長寿命化計画策定等の請負による実務経験
	河道の維持管理	施設以外の河岸、河道、溪流、河道内樹木、河川等空間の維持管理・巡視・点検 施設の維持に関する河川整備計画策定等の請負による実務経験
	河川敷地等の調整	許認可及び河川等利用者との調整
	河川防災活動 災害対応・災害査定 等	水防団体・自治体等関係機関との調整、河川等情報の提供 出水等に伴う応急対策や災害対応に係る調整、災害査定
※ なお、もっぱら工事の施工や観測施設の点検に係わる実務経験は含みません		
道路管理支援士	道路に関する実務経験とは道路全般に関する実務経験	調査、計画、設計、工事、管理など
	道路管理の対象は、道路法でいう、高速自動車国道、国道、都道府県道及び市道(政令市の区域内に限る)	
	道路の維持管理	道路及び道路施設の維持管理・点検 施設の維持管理計画や長寿命化計画策定等の請負による実務経験
	道路巡回	道路及び道路施設の巡回
	適正化指導	占用物件取締指導、特殊車両取締指導
	許認可 道路情報管理 災害対応・災害査定 等	道路占用、特殊車両の通行、道路管理者以外が行う工事に係る許認可 道路情報の収集、集約及び提供等 遮断機操作・交通規制等、災害時の応急対策や災害対応に係る調整、災害査定
※ なお、もっぱら工事の施工に係わる実務経験は含みません		

※実務経験は「管理者としての実務経験」と「請負業務に従事した実務経験(出向等によるものも含む)」

## 7. 認定までの今後の予定

6月8日(火) 「平成22年度 施設等管理支援技術者認定に係る試験及び講習会の手引き」をホームページに掲載

<新たに施設等管理支援技術者の認定を希望される方を対象>

6月15日(火) 受験の申請書の受付を開始

7月15日(木) 受験の申請書の締め切り(当日消印有効)

8月6日(金) 受験資格審査の結果を通知

8月29日(日) 論文試験の実施

9月27日～10月1日 面接試験の実施

10月18日(月) 試験の結果をホームページに掲載

<平成19年度認定者で認定更新又は再認定を希望される方を対象>

8月17日(火) 受講申請書の受付を開始

9月17日(金) 受講申請書の締め切り(当日消印有効)

10月18日(月) 受講資格審査の結果を通知

<試験の合格者及び認定更新又は再認定を希望する方を対象>

10月31日(日) 河川 試験の合格者及び認定の更新又は再認定を希望する者

10月30日(土) 道路 を対象に講習会の実施

11月下旬 認定者をホームページに掲載

## (参考) 推進協議会・審査委員会について

施設等管理支援技術者は施設等管理推進協議会で認定します。

### 協議会の構成

会 長 : 中部地方整備局 企画部長 野田 徹  
副 会 長 : 河川部長 山根 尚之  
副 会 長 : 道路部長 中神 陽一  
会 員 : 岐阜県、静岡県、三重県の関係者  
静岡県、浜松市、名古屋市の関係者

ほか

施設等管理支援技術者の認定のための試験及び講習会は

施設等管理支援技術者試験審査委員会で実施します。

### 委員会の構成

委 員 長 : 中部大学工学部 教授 松尾 直規  
副 委 員 長 : 名城大学 常勤理事 板橋 一雄  
副 委 員 長 : 岐阜大学 理事 八嶋 厚  
委 員 : 中部地方整備局の関係者  
岐阜県、静岡県、三重県の関係者  
静岡県、浜松市、名古屋市の関係者

ほか

# [施設等管理支援技術者] 認定のための受験者募集 認定の更新受付のお知らせ (平成22年度)

## 施設等管理支援技術者認定とは

中部地方整備局、県及び政令市では、河川及び道路施設等の維持管理（以下「施設等管理」という）を行っています。

施設等管理には施設の機能の維持管理や各種調整があり、施設等管理の業務を適切に履行し、管理の水準を確保する必要があります。

このため、**河川及び道路施設等の維持管理に必要な知識や経験を有する方を施設等管理支援技術者として認定するもの**です。

認定証の有効期限は認定日から3年後の年度末、「**施設等管理推進協議会**」が認定します。

## 施設等管理支援技術者試験・講習会の概要

河川管理や道路管理に関する実務経験など受験資格を有する方を対象に試験（論文試験と面接試験）を実施し、試験に合格した方及び認定更新又は再認定を希望する方を対象に講習会を開催します。

受験資格、試験及び講習会の内容の詳細については、以下のURLをご参照ください。<http://www.cbr.mlit.go.jp/kanrishien/>

## 施設等管理推進協議会とは

河川及び道路施設等の維持管理を適切に実施し管理水準を確保するために、各構成機関が連携し、情報交換、技術力の向上及び市町村支援などを行う事を目的としています。

### 構成機関

国土交通省中部地方整備局、岐阜県、静岡県、三重県、  
静岡市、浜松市、名古屋市

## 認定までのスケジュール（予定）

### 新たに施設等管理支援技術者の認定を希望される方

申請書受付期間：平成22年6月15日（火）～7月15日（木）

論文試験：平成22年8月29日（日）

面接試験：平成22年9月27日（月）～10月1日（金）

講習会：〈河川管理支援士〉平成22年10月31日（日）  
〈道路管理支援士〉平成22年10月30日（土）

### 認定更新又は再認定を希望される方

申請書受付期間：平成22年8月17日（火）～9月17日（金）

講習会：〈河川管理支援士〉平成22年10月31日（日）  
〈道路管理支援士〉平成22年10月30日（土）

## 問合せ先

「施設等管理支援技術者試験審査委員会」事務局  
中部地方整備局企画部技術管理課  
高須、井口

TEL：052-953-8131

<http://www.cbr.mlit.go.jp/kanrishien/>